

## 災害時における農産物等の供給及び農地の使用に関する 協定書

立川市（以下「甲」という。）と立川農業振興会議（以下「乙」という。）は、災害時における農産物の供給及び農地の使用について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、立川市内において、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の会員が生産している農産物の供給及び乙の会員が所有する農地の使用について、甲の要請により乙が協力を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力の内容）

第2条 乙が甲に対して行う協力は、次の各号のとおりとする。

- （1）乙の会員が生産している農産物の供給に関すること。
- （2）乙の会員が所有する農地を市民等が生命の危機から逃れるために緊急的かつ一時的な避難場所として使用すること。
- （3）乙の会員が所有する農地を資機材の一時保管場所等として甲が一時的に使用（以下「一時使用」という。）すること。
- （4）その他乙において協力が可能な事項に関すること。

2 一時使用に係る事項については、別途協議のうえ定めるものとする。

### （協力要請の手続）

第3条 甲は、乙に対し、前条に規定する協力（以下「協力」という。）の要請（以下「協力要請」という。）をするときには、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により協力要請し、後日文書を提出するものとする。

2 甲が協力要請をするときには、農産物供給要請書（第1号様式）又は農地使用要請書（第2号様式）によるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第1項第2号に掲げる農地の使用については、甲から乙に対して協力要請があったものとみなす。

4 乙は、甲の協力要請に応じることができないときは、遅滞なく甲に通知するものとする。

(経費の負担)

第4条 甲の協力要請により乙が行う協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲の協力要請により農地を使用したことにより農作物に損失が生じたときは、甲が当該損失額を補償するものとする。

3 甲の協力要請により農地を使用したときは、農地の使用が終了した後甲乙協議のうえ、甲の責任において現状に回復するものとする。

(費用の請求)

第5条 乙は、前条第1項に規定する費用及び同条第2項に規定する損失額について明細書等を作成し、甲に請求するものとする。

2 甲の協力要請に応じて供給した農作物及び農地の使用により損失が発生した農作物等の費用については、災害発生直前の標準小売価格を基準として、甲乙協議のうえ、算出するものとする。

(支払い)

第6条 甲は、乙から前条の規定による請求を受けたときは、内容を確認し、速やかに請求額を支払うものとする。

(連絡責任者)

第7条 協力要請の手続を緊急時において確実かつ円滑に行うため、甲乙双方に連絡責任者を置くものとする。

(従事者の損害補償)

第8条 甲は、協力を携わった者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害を被ったときは、東京市町村総合事務組合が定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合同条令第19号)の規定に準じて、これを補償するものとする。

(責任)

第9条 乙は、災害時において、市民等が乙の会員が所有する農地に一時的に避難したときに起きた事故について一切の責任を負わないものとする。

(有効期間等)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の3箇月前までに、甲乙いずれからも解約の申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第 1 1 条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 2 3 年 5 月 1 1 日

(甲) 立川市泉町 1 1 5 6 番地の 9

立川市

代表者 立川市長 清水 庄 平

(乙) 立川市泉町 1 1 5 6 番地の 9

立川農業振興会議

代表者 会長 粕 谷 秀 夫